

【第 43 回】尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 議事録

日 時：令和 5 年 4 月 28 日（金）

9 時 00 分～9 時 30 分

場 所：市役所北館 4 階 4-1 会議

1 開会

本部長

今日が、最後の尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議となります。

それでは、市内の発生状況について資料 1 の内容について説明をお願い致します。

2 市内の発生状況について

事務局（保健局）

資料 1 をお願いします。市内の発生状況についてでございます。1 の第 1 波～第 8 波の感染状況でございます。1) 感染状況および死亡者数の状況について、下図は、第 1 波～第 8 波の感染状況および死亡者数を示しております。新規陽性患者数が最も多かったのは第 7 波の 53,328 人でした。なお、第 1 波～第 8 波で 336 人が死亡し、直近の第 8 波は第 7 波よりも死亡率が高くなっています。

医療機関からの報告に基づく 2 の市内の患者の状況についてでございます。1) 新規陽性患者数の日別推移下図は、日別の新規陽性者数を示しています。令和 5 年 1 月 12 日に 1 日 923 人が確認されたことをピークに、3 月下旬頃までは減少傾向が続いていました。3 月下旬から 4 月上旬にかけて、春休み等で外出や会食の機会が増えたことによりまして、やや感染者数は増加していますが、現時点では、大きな感染拡大は認められておりません。

次の頁をお願いします。2) 新規陽性者数の年代別推移でございます。週別の新規陽性患者数を医療機関の報告を基に作成しておりますが、年代別に示しています。年代別では、自己検査が推奨されている 60 歳未満の方で大半を占めており、依然として体調に不安を感じた方の多くは医療機関を受診していることが分かります。

3) 発生届を受理した新規陽性患者数の日別推移でございます。下図は、日別の発生届を受理した新規陽性患者数でございます。令和 5 年 1 月 9 日をピークにそれ以降は減少傾向が続いていましたが、3 月下旬以降は、感染者数とともにやや増加傾向にあることから、引き続き市医師会と連携した医療提供など適切な支援に努めてまいります。

3 頁をお願いします。3 の兵庫県発表の自主療養新規登録者数でございます。本市民の兵庫県陽性者登録支援センターへの新規登録者数を示しております。令和 5 年 1 月 6 日をピークに減少傾向が続いています。感染者数がやや増加している 3 月下旬以降も、登録者数は低位に推移していることがわかります。説明は以上となります。

本部長

はい。それでは、資料 1 の事務局からの説明について、質問等がありましたら宜しくお願い致します

す。次に、資料 2 の感染法上の位置付け変更に伴う医療提供体制及び公費支援等の見直し等について事務局より説明をお願い致します。

3 感染法上の位置付け変更に伴う医療提供体制及び公費支援等の見直し等について 事務局（保健局）

それでは資料 2 についてご説明いたします。令和 5 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5 類感染症」へ移行することに伴い、これまで保健所が担ってきた疫学調査や入院調整等の業務を法に基づいて実施する必要がなくなるとともに、医療費に係る公費負担のあり方等が見直されるため、5 類移行後の変更点について次のとおり整理し、市民へ広く周知してまいります。

1 の市民対応における主な変更点についてご説明させていただきます。(1)感染者の把握でございます。医療機関からの発生届や感染者の総数報告が廃止され、感染者数はインフルエンザと同様に市内 15 医療機関の定点報告により把握し、市ホームページで発生状況を周知します。

(2)疫学調査等の見直しでございます。保健所による疫学調査や入院勧告、就労制限、濃厚接触者の特定などの業務や、これまで感染者や濃厚接触者に求めていた行動制限がなくなるというものです。

(3)感染した場合の療養期間でございます。現在は発症日から 7 日間、療養期間として行政から外出自粛を要請しておりますが、移行後は、発症後 5 日間の外出自粛を推奨することとなり、療養の終了は個人の判断に委ねられることが厚生労働省から示されております。また、発症後 10 日間が経過するまでは、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等、感染拡大防止への配慮が必要となってまいります。

(4)医療機関での検査や入院、治療薬に関する公費負担の見直しについてでございます。発熱等があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への検査費用と入院医療費は、これまで原則公費負担でしたが、5 類移行後は加入している健康保険の割合に応じた自己負担となります。なお、令和 5 年 9 月末まで、入院医療費については最大 2 万円の減額措置が実施されまして、新型コロナの治療薬についても公費負担が継続されます。

(5)感染者等への支援でございます。「発熱等受診相談センター」（平日 9 時～17 時）は 9 月末まで継続し、健康に不安を抱える市民からの相談に対応してまいります。また、夜間・土日祝日につきましては、兵庫県が設置する健康相談コールセンターを案内してまいります。一方で、自主検査で陽性が判明した方向けの陽性者登録センターや、自宅療養者へのパルスオキシメーター貸与といった支援は令和 5 年 5 月 7 日で終了いたします。宿泊療養については、隔離を目的とした入所措置は終了しまして、今後は、入院病床ひっ迫時に一定の医療を必要とする方を対象に入所の調整を行ってまいります。重症化リスクの高い高齢者施設等での集中的検査は、集団発生の予兆を早期に検知するため 9 月末まで継続いたします。裏面をお願いします。2 の医療提供体制における主な変更点でございます。これまで、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制は、入院措置を原則として、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応でしたが、5 類移行後は次のとおり、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

(1)外来体制につきましては、発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として指定する中で整えてまいりましたが、移行後は幅広い医療機関が新型コロナ患者の診療に対応でき

るよう、市医師会と連携しながら対応医療機関の拡大を図ってまいります。

発熱患者の外来診療が可能な市内の医療機関数は、現在、171 施設ございます。兵庫県は冬までに対応医療機関を現在の約 1.5 倍にまで拡大することを目標としております。発熱患者への対応が期待できる診療所は、現在、市内に約 500 施設ございまして、県と同様に冬までに出来る限り拡大できるよう、医師会に働きかけてまいります。

(2)入院体制入院受入れを現行の重点医療機関（市内 8 病院）から、2 次救急医療機関をはじめとする一般病院に拡充するとともに、医療機関間で連携しながら入院・転院調整を進めることができるよう体制を整備してまいります。ただし、5 類移行後の医療機関間の入院調整が定着するまでは、上半期の感染流行期に限りまして、重症化リスクの高い患者が優先的に入院できるよう、保健所が入院調整に介入してまいります。

(3)救急患者の対応について、感染者の救急要請時においては、保健所が介入して受診や入院調整を行ってまいりましたが、移行後は、(2)の記載のとおり入院受入れ体制を拡充し、一般病院や休日夜間急病診療所での受け入れも可能とする中で、救急隊から直接医療機関へ搬送調整を行う体制に戻してまいります。参考に、感染流行期における対応フロー図を掲載しております。説明については、以上となります。

本部長

はい。ありがとうございました。5 類移行に伴って 9 月末までは、一定少し経過的な対応はありますが、徐々にインフルエンザと同じような対応となっていくような報告でしたが、これについて質問等ございましたら、お願い致します。

職場の出勤や学校に行くとか保育園に行くとか、もはや何日というのも判断していかなくてはならないので、病院に行ったりして、ここが初日で、5 日経っておれば出てもいいよという理解を職場や学校等もしていかないといけないと思いますので、是非、それぞれの部局で広めていただきたいと思います。それでは、資料 3 について総務局の方より説明をお願い致します。

4 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更後の休暇等の取扱いについて

総務局長

資料 3 でございます。休暇等の取扱いになりますが、1 の特別休暇等の廃止についてですが、これまで適用時期の終期を「当面の間」としているものを「令和 5 年 5 月 7 日まで」とし、廃止となるものが 4 点ございます。

(1)小学校等の臨時休業等による子の世話のための特別休暇、(2)新型コロナウイルス感染症患者等と診断された職員等への特別休暇、(3)医療従事者以外の職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合の職務専念義務の免除、(4)新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の職務専念義務の免除の以上 4 点につきましては、令和 5 年 5 月 7 日までとし、廃止いたします。

次に、2 の職場における感染防止対策でございます。(1)マスクの着用についてですが、原則として、職場における感染防止対策としては、マスク着用を求めない。ただし、個人の判断によるマスク着用のほか、高齢者等ハイリスク者と接する場合に、各所属においてマスク着用を求めることは妨げないとしております。

(2)基本的感染対策等でございますが、手洗い等の手指衛生や消毒液及び飛沫防止用パーテーションの設置、早出遅出勤務の活用等この中には、在宅勤務も含まれますが、個人又は各所属の判断において行うこととし、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や持続可能性の観点も考慮しております。

続きまして、3の新型コロナウイルス感染症患者と診断された場合等の取扱いにつきましては、陽性者は、法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられるものの、国の通知により参考情報が示されていることから、職員が陽性者となった場合の取扱いについては、次のとおりとされております。

(1)出勤を控えることが推奨される期間につきましては、発症日を0日目として、5日間は年次休暇、在宅勤務等により出勤を控えることと推奨されております。

(2)周囲への配慮につきましては、発症後10日間が経過するまでは、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等、感染拡大防止への配慮を求めることとなっております。

(3)濃厚接触者につきましては、5類感染症への移行に伴い、濃厚接触者の特定や外出自粛は求められないことから、職場内においても同様の取扱いといたします。

(4)その他といたしまして、陽性者及び濃厚接触者等の職員健康推進担当への聞き取り報告書の提出は、廃止となります。市ホームページにおける職員の感染者発生状況の公表も、廃止といたします。

ここに記載はしておりませんが、保健局、消防局で適応されている特勤手当については、もともと設置が国の方で指定されて、それに基づいて設置した経緯がありますので、注視している状況でして、国の動きがありましたら、今のところはおそらく専決処分として対応いたしまして、5月8日からは廃止するという形になるかと思いますが、その際には、別途通知させていただきます。説明は以上となります。

本部長

ありがとうございます。総務局からの説明について確認等ございましたら、お願い致します。

森山副市長

繰り返しになりますが、特勤については、条例で支給することが定められているので、本来であれば議会の開催中に出すべきであるけれども、今回は、5月7日で、国の廃止方針が出ると思われるので、そのタイミングで、専決処分をするということで、議会事務局の方とも調整をしないといけないのかなと。

議会事務局長

とりあえず、5月15、16日で、予算関係の部分させていただくことを議会の方に入れておりますので、その中で専決処分報告についての取扱いについては、総合政策局の方と協議させていただきたいと思います。あと、本会議と委員会のパーテーションの取扱いについては、基本的には、議会の方においても説明させていただいていたコロナ対策については、5月8日ですべて廃止するとしておりますが、パーテーションについては、また拡大の可能性がありますので、国の方から保管しておくように言われております。さらに、マスク等の取扱いについても廃止となりますので、ご留意願います。

危機管理安全局長

付属的な部分を、もとに戻すことは理解できますが、コロナ禍の中で、従前と違う本会議のあり方、一般質問などでありましたよね？答弁に関係ない職員は退室できるということについて。

議会事務局長

そこは、まだ議論できていない。

森山副市長

今の確認ですが、本部員会議を議会対応だけで開くことはないと思いますので、議会のコロナ、5月7日以降の取扱いについては、議会の方から各局の方に周知いただけるということで宜しいですか？

議会事務局長

はい。分かりました。

本部長

特勤手当は、全く情報がないのですか？

総務局長

はい。現時点では、情報を把握しておりません。

本部長

それでは、資料4について、事務局より説明をお願いします。

5 その他

(1) 5類移行に伴う市対策本部の取扱いについて

事務局（災害対策課）

資料4をお願い致します。5類移行に伴う市対策本部の取扱いについてですが、1の現状の市対策本部は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき設置されているものではなく、市の「尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱」に基づき本部長が必要と判断し、設置されているものでございます。5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「5類感染症」に位置付けられることに伴いまして、市対策本部を廃止とするものとなります。5月8日以降の体制でございますが、2の平穩時の体制につきましては、政策推進会議の場で、必要に応じて各局より情報共有を行っていただくという流れとなります。3の感染拡大等により、国、県との連携が必要となった場合の体制につきましては、具体的な例となりますが、表の1番、急速な感染拡大や新たな変異株の発生に伴い医療体制の逼迫等が見込まれる場合、表の一番下、新型コロナウイルス感染症対策本部を、要綱に基づく設置となりますが、必要に応じて設置し、対策等を協議してまいりたいと思います。説明は、以上です。

本部長

ありがとうございます。緊急事態宣言が出された時は、特措法に基づき対策本部が設置されるということですが、それ以外は、市長の判断で、要綱に基づいて設置をしていて今まで、概念上は看板を掲げていて、その都度、会議を開いていたが、今回、5月8日以降で、平常時の体制に戻し一旦は、看板を下ろして、政策推進会議の場で、これからは情報共有を行うが、感染状況によっては、要綱に基づく会議を開く場合もありますが、基本的には、政策推進会議の場で、情報共有を行うということとなることについて確認等がありましたら、お願いします。

はい。それでは、次に、資料5について事務局より説明をお願いします。

(2) 5類移行に伴う市の主な事業等の取扱いについて

事務局（災害対策課）

資料5をお願い致します。こちらの資料につきましては、5類移行に伴いまして、本市の主な事業等の取扱いということで、時系列でまとめたものでございます。まず、3番の令和5年5月7日までに廃止するもの。4番目の5月8日以降も継続するもの。5番目の現時点での対応が未定となっているもので、またご清覧の方をお願い致します。説明は以上となります。

本部長

ありがとうございます。本件につきまして、確認ありますでしょうか。また、その他に、各局から、補足説明やその他情報共有等がございましたらお願いします。

都市整備局長

14頁の3の令和5年5月7日までに廃止する事業の中で、都市整備局が今回の対応で行っている事業を廃止決定しましたので、追加ということで情報共有させていただきます。どういう事業かといいますと、市営住宅を、コロナによって収入減や退職たとえば、あと社宅などから退室を余儀なくされた方に対して、令和2年4月15日より市営住宅の政策空き家を活用して行っていた事業につきましては、5月7日をもって受付を廃止したいと思っております。

森山副市長

資料の14頁に1項目追加ということでよろしいでしょうか？

都市整備局長

そのとおりです。

総合政策局長

資料5の13頁の市の体制の中で、3項目目、市対策本部廃止に伴い、対処方針も廃止されるという記載がありますが、後ろの資料の方で、県も対策本部を廃止し、対処方針も廃止となるということは、ここに書かれてあったような規制的なものは、各所属による独自判断で継続するという理解でよろしいでしょうか？

本部長

対策本部会議がなくなる中では、必然的にそうなります。

教育長

学校の方では、週明けに方針が文部科学省から出てくると聞いているので、それに基づいて学校は、対応していきます。

本部長

情報提供体制をこれからどうするのかということですが、資料 2 が本市の対応ということで、詳しく見ると完全に通常に戻った訳ではなくて、一部、入院調整の保健所の介入や健康相談コールセンターが残るということもありますので、それぞれ各部局、完全撤廃というのではなく、それぞれの現場の状況を鑑みて残した方がいいものもあるかもしれません。それについては、政策推進会議で共有し、把握していくということによろしいでしょうか。

森山副市長

総合政策局長の質問は、市民への周知が、各局単位になってしまうと、7日以降の対応として、尼崎市がコロナの対応は変わったけども、こういうことは継続していますよということをホームページに掲載していくというやり方もあると思いますが、そうことを懸念されてのご発言ではないのでしょうか？

総合政策局長

その部分はないとは言いませんが、生涯学習プラザといった市民利用がある施設があって、今後は、対処方針でとりまとめるのではなくて、委ねられるという前提で運用していけば良いのかなと思ひまして確認させていただいたところです。

本部長

各局の運用について矛盾がないように政策推進会議で、共有させていただくことで良いでしょうか。

危機管理安全局長

プラットフォームとしては、資料 5 で、9 月末までの間は、暫定的な対応をとるという形となっておりますので、ここで足したり、引いたりできるかと思っております。それと、一旦、2 類から 5 類になることで、新型コロナウイルスという看板を下ろしますけども、新型インフルエンザ等の取組に準じた形になりますので、感染状況に応じ順次対応していくこととなってきますので、感染者が増えますと、それに応じた対応を行っていくこととなりますので、一旦、連絡会議から始まりまして、要綱設置の対策本部会議、その後は、法律に基づく対策本部会議の設置になるかと思ひます。以上となります。

森山副市長

資料の 5 やワクチン接種の話も 9 月末までは、今後もホームページで掲載していくことで良いのか？

危機管理安全局長

その通りでございます。

本部長

それでは、最後の会議となりますので、各局に対してこれまでの主な対応について紹介させていただいた上で、私の方から御礼を述べさせていただきたいと思えます。

危機管理安全局は、事務局として、対応していただいたということ。また、街頭パトロールによる外出自粛等の呼びかけ。「新型コロナウイルス総合サポートセンター」の開設。

総合政策局は、「新型コロナウイルス総合サポートセンター」を運営し、市民・事業者のコロナに関する相談体制の整備。出産特別給付金の給付。

総務局は、職員の感染拡大を防ぐための制度である特別休暇やテレワーク等の迅速な整備。臨時特別給付金の給付への対応。

資産統括局は、庁舎施設内の感染拡大防止のため水道や照明の自動化を行っていただいたこと。

福祉局は、高齢者施設の感染対策支援。要介護者の一時受け入れ先の確保などをされてきました。

保健局は、市内の感染者が増える中で検査体制や医療体制の構築、医師会との連携や自宅療養者へのフォローアップなどを中心として、本当に先の見えない中で、色々と対応いただいたと思えます。

こども青少年局は、支援を要する児童の見守りと昼食の提供。コロナ禍での子育てに対する不安を解消するための相談体制の整備。

経済環境局は、事業者への支援、失業者への就労支援、ごみの収集の皆さんも不安の中で、エッセンシャルワーカーとしてずっと働いていただきました。

都市整備局は、住宅困窮者への市営住宅の提供。

消防局は、感染者と最前線で接し、医療ひっ迫の中で救急搬送先の調整を色々な不安の中で、やってこられたと思えます。

公営企業局は、水道基本料金、下水道基本使用料の減免といった大きなこともやってきましたし、コロナ禍における集客施設での SG 開催の運営を、気を付けてやってこられました。

教育委員会事務局は、最初に臨時休校の対応や、ICT の推進への大きな変化への対応を行なった。

何をもって事業者や市民の皆様には、本当に大きな生活の変化がある中で、収入の落ち込みがある中で、苦勞されながら、コロナ対策に市民の協力を得てやってきたことでもありますので、各局、関係市民の皆様に対して、これまでのご理解とご協力に対して御礼を伝えていただきたいと思いますし、職員の皆様も本当に大変だったと思えますので、それぞれ慰勞をしてもらえると助かります。

かといってコロナが終わった訳ではないので、感染者はこれから増えていく可能性がありますので、マスクはしなくても良いが、感染者が増えた場合は、機敏に対応し、また、感染者が出た時には、周囲に広がらないよう配慮といった注意の呼びかけをお願いしたいと思えます。

本当に、皆さんが引っ張ってこられたおかげでここまでこられたと思えますので、改めて感謝申し

上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を終了させていただきます。

以 上